

平成 20 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 20 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

1. 平成 20 年 3 月 31 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 三浦美代子	2 番議員 黒田 実
3 番議員 浅田 耕一	4 番議員 中上さち子
5 番議員 吉坂 泰彦	6 番議員 岩本健之亮
7 番議員 渡辺 裕	8 番議員 土井 一憲
9 番議員 岸田 敦子	10 番議員 扇谷 昭
11 番議員 山本 富子	12 番議員 平野 美治

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 田中 夏木	副管理者 中田 仁公
副管理者 西野 修	
四條畷市市民生活部長 西端 善夫	
交野市環境部長 宇治 正行	

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 神田 市朗	資源循環施設整備室長 星野 重雄
事務局次長兼資源循環施設整備室次長 福井 得司	
総務課長 谷山 治	
管理課長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一	
事務局上席主幹 奥田 浩樹	人事厚生係長 太田 広治

1. 議事日程次のとおり

日程第 1	会議録署名議員指名
日程第 2	会期決定について
日程第 3 議案第 1 号	平成 19 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）について

日程第4 議案第2号 平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について

日程第5 議案第3号 四條畷市交野市清掃施設組合組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第4号 四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(時に14時00分)

1. 議長（吉坂泰彦君） 皆様こんにちは。本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては年度末何かとご多忙のところご参集賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今から平成20年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回を開会いたします。

なお、傍聴を希望される方が見えておられますので許可いたします。

開会にあたりまして管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） 皆さんこんにちは。第1回定例会が開会されるにあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては何かとお忙しいところご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日の第1回定例会におきましては、平成19年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）及び平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算並びに四條畷市交野市清掃施設組合組織条例の一部を改正する条例の制定について及び四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4議案をお願い申し上げております。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日、定例会の終了後、少々お時間をいただきまして、本組合のごみ処理基本計画につきまして、このたび策定ができましたので、その内容等のご報告をさせていただきたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

1. 議長（吉坂泰彦君） ありがとうございます。それでは次に事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（神田市朗君） それではご報告申し上げます。

まず最初に本日の会議におけます議員の出席状況についてご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に前定例会閉会后、本日までの諸般についてご報告を申し上げます。去る2月27日に平成

19 年 10 月分、11 月分、12 月分の現金出納検査が行われました。その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元にご配布させていただいております。なお、検査に付しました関係書類等につきましては事務局にて保管しておりますので、併せてご報告申し上げます。

以上でご報告を終わらせていただきます。

1. 議長（吉坂泰彦君）引き続きまして事務局より議事日程の報告をいたさせます。事務局。

1. 事務局（谷山 治君）（議案書にて朗読）

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第 1 会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第 81 条の規定により議長において指名申し上げます。6 番岩本議員、7 番渡辺議員を指名いたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第 2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成 20 年 3 月 31 日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回における会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（吉坂泰彦君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第 3 議案第 1 号平成 19 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（谷山 治君）（議案書にて朗読）

1. 議長（吉坂泰彦君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 1 号についての提案理由及びその概要について内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（神田市朗君） それではただ今、議題となりました議案第 1 号平成 19 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）の内容につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。まず、この補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 7090 万 9000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9921 万 9000 円としようとするものでございます。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算補正によるものとしております。なお、このたびの補正予算では構成市分担金の年度内精算を基本に予算の執行状況を精査し、収入や不足が見込まれるものをできる限り補正することとさせていただいてございます。

それではその内容につきましては事項別明細書にてご説明申し上げますので、7 ページをご覧くださいと存じます。

まず 7 ページ、歳入でございますが、（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金につきましては、補正前の額 8 億 5075 万 5000 円を四條畷市分といたしまして 3231 万 2000

円、交野市分といたしまして 3875 万円の合計 7106 万 2000 円を減額補正し 7 億 7969 万 3000 円とし、また（款）諸収入（項）（目）雑入につきましては、主に工事に伴い請負業者が使用いたします水道などの実費負担経費など 15 万 3000 円を増額補正するものでございます。歳入は以上でございます。

次に歳出のご説明を申し上げますので、8 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず（款）（項）議会費でございます。（目）組合議会費でございますが、事業費の確定によりまして議員研修旅費で 30 万 6000 円減額補正しようとするものでございます。

次に（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費でございますが、執行状況の精査や事業等の確定に伴いまして臨時職員賃金で 27 万円を、また管内行政視察旅費で 23 万 4000 円を減額するとともに、負担金、補助及び交付金につきまして派遣職員の給料等に相当する負担金の確定によるものなどの減額と会計管理者の給料等の精算に伴います負担金の増額補正を行い、差し引き 867 万円を減額補正し、一般管理費全体で 917 万 4000 円の減額補正をしようとするものでございます。

続きまして下のページ、9 ページをご覧くださいと存じます。（款）衛生費（項）清掃費（目）ごみ処理費でございますが、補正前の額 5 億 7615 万 3000 円を 649 万 3000 円減額補正し 5 億 6966 万円としようとするものでございます。その内容でございますが、職員の早期退職に伴う退職手当 2807 万 4000 円の増額や執行状況の精査などによる減額がその内容となっておりまして、職員手当等で差し引き 2700 万 5000 円を増額補正し、需用費で 1269 万円、役務費で 111 万 4000 円、委託料で 1067 万 2000 円、工事請負費で 902 万 2000 円をそれぞれ減額補正しようとするものでございます。

続きまして 10 ページをご覧くださいと存じます。（款）（項）建設事業費（目）新炉建設調査費でございますが、地元との話し合いの進捗に応じて速やかな対応が図れますようにとなど、ここ数年、予算計上させていただいておりますが、補正前の額 5960 万 4000 円を 4986 万 9000 円減額補正し 973 万 5000 円にしようとするものでございます。その内容は、構成市及び本組合のごみ処理基本計画の見直し作成に関わります経費などを除き、賃金で 111 万 6000 円、報償費で 35 万 8000 円、旅費で 150 万円、交際費で 17 万円、需用費で 125 万 8000 円、役務費で 96 万円、委託料で 4175 万 5000 円、使用料及び賃借料で 75 万 2000 円、負担金、補助及び交付金で 200 万円をそれぞれ減額補正しようとするものでございます。

次に次ページ、11 ページをご覧くださいと存じます。11 ページ（款）（項）公債費（目）の利子でございますが、長期債の償還金利子に適用となります利率が確定いたしましたことによりまして、補正前の額 828 万 6000 円を 808 万 6000 円に減額補正しようとするものでございます。

次に（款）（項）（目）予備費でございますが、構成市分担金の年度内精算を基本とさせていただきましてところから、補正前の額 586 万 7000 円を 486 万 7000 円減額補正し 100 万円としようとするものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第 1 号平成 19 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（吉坂泰彦君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（吉坂泰彦君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 1 号平成 19 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（吉坂泰彦君） ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号平成 19 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 日程第 4 議案第 2 号平成 20 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（谷山 治君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（吉坂泰彦君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 2 号についての提案理由及びその概要について内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（神田市朗君） それではただ今、議題となりました議案第 2 号平成 20 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算のご説明を申し上げます。

平成 20 年度予算につきましては、構成両市の一層の厳しさが増した財政状況のもと、施設組合といたしましても両市の予算編成方針に基づき経費の削減に努め、新処理施設の建設促進並びに施設の保守管理のための経費を中心に歳入歳出それぞれ対前年度比約 0.16%、額にいたしまして 142 万 3000 円減の 8 億 6284 万 2000 円といたしております。

それでは内容についてご説明を申し上げますので、3 ページの第 1 表歳入歳出予算をお開きいただきたいと存じます。

それでは 3 ページ、まず歳入につきましては、分担金及び負担金で前年度より 557 万 6000 円増

の 8 億 5633 万 1000 円を、繰越金では分担金の年度内精算を基本といたしましたところから前年度より 499 万 9000 円減の 1000 円を、諸収入につきましては 11 万円を、組合債で 640 万円の合計 8 億 6284 万 2000 円をそれぞれ見込ませていただいております。

次に 4 ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございますが、議会費で前年度と同額の 278 万 1000 円を、総務費で 3018 万 4000 円増の 1 億 2645 万 5000 円を、衛生費で 3220 万 5000 円減の 5 億 4353 万 7000 円を、建設事業費で 82 万 9000 円増の 6043 万 3000 円を、公債費で 23 万 1000 円減の 1 億 2863 万 6000 円を、予備費で昨年度同額の 100 万円をそれぞれ計上させていただいております。

続きまして 5 ページの第 2 表地方債をご覧いただきたいと存じます。大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の負担金の財源といたしまして 640 万円の地方債を発行しようとするものでございます。

それでは歳入歳出予算の内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げますので、12 ページ、13 ページをお開きいただきたいと存じます。それではご説明申し上げます。

まず歳入でございますが、(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 清掃施設組合分担金でございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、前年度に比べて 557 万 6000 円増の 8 億 5633 万 1000 円を計上いたしてございます。予算総額の減額にもかかわらず、前年度と比べて増額となっておりますのは、分担金の年度内精算を基本といたしましたところから、繰越金を原則として計上しないこととしたため、繰越金で 499 万 9000 円を減額し、また組合債で 200 万円の減を行っている、それが要因となっております。この分担金の両市の内訳でございますが、四條畷市では対前年度比で約 1.86%、額にいたしまして 718 万 5000 円の増、総額の約 45.96%にあたります 3 億 9354 万 3000 円を、交野市では対前年度比で約 0.35%、額にいたしまして 160 万 9000 円減の総額の 54.0%にあたります 4 億 6278 万 8000 円となっております。

次に下の欄でございます。(款) 繰越金 (項) (目) 繰越金でございますが、対前年度比 99.98%、額にいたしまして 499 万 9000 円の減額の 1000 円を計上させていただいております。繰越金を減額させていただきましたのは、両市から本組合への分担金の支弁割合が総務費、衛生費、建設事業費においてそれぞれ異なることとなっていることによる分担金精算の明確化や両市の財政状況等を踏まえて年度内精算をさせていただくためのものでございます。

続きまして次ページ、14、15 ページをお願いしたいと存じます。(款) 諸収入 (項) (目) 組合預金利子につきましては前年度同額の 1 万円を、同じく諸収入 (項) (目) 雑入につきましても前年度と同額の 10 万円を計上させていただいております。

次に (款) (項) 組合債につきましては、(目) 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債が対前

年度比で 23.81%、額にいたしまして 200 万円減の総額 640 万円とさせていただきます。

続きまして歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。次ページ、16 ページ、17 ページをご覧くださいと存じます。

まず歳出でございますが、(款) (項) 議会費 (目) 組合議会費でございますが、本組合議会の経費といたしまして前年度と同額の 278 万 1000 円を計上いたしてございます。

続きまして次ページ、18、19 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費でございますが、対前年度比で約 31.35%、3018 万 4000 円増の 1 億 2645 万 5000 円を計上いたしてございます。大幅な増額となった要因は、本年度におきまして定年退職者がありましたところから退職手当を計上させていただいたためでございます。

これらを含みます経費の主な内訳でございますが、事務局職員 4 名の人件費といたしまして給料 1639 万 2000 円、職員手当等 3654 万 9000 円、共済費 457 万 2000 円、その他臨時職員の賃金 84 万 9000 円、また監査委員、公平委員の研修旅費をはじめ管外行政視察に伴います旅費等で 71 万 5000 円を、次のページでございます。21 ページ、22 ページに移りまして、需用費で 115 万 6000 円を、役務費で電話代等の通信運搬費、施設の火災保険料、公用車の保険料といたしまして合計 165 万 1000 円を、委託料では庁舎の警備、清掃業務並びに現在シルバー人材センターへ委託しております計量事務等の委託業務などの経費といたしまして 471 万 5000 円を、使用料及び賃借料では複写機並びに O A 機器等の借上料などの費用といたしまして 119 万 6000 円を、工事請負費では事務所の営繕工事といたしまして 67 万 2000 円を、備品購入では 17 年間にわたって使用させていただいておりました公用車の入れ替えのための購入費などといたしまして 276 万 5000 円を、続きまして次のページ、22、23 ページでございます。負担金、補助及び交付金でございます。これでは公害健康被害の補償等に関する法律に基づく汚染負荷量賦課金といたしまして 57 万 4000 円、構成両市から派遣いただいております 5 名の職員の人件費に相当する負担金といたしまして 5157 万 6000 円、その他監査や公平委員会、各種協議会等の負担金などで合計 5403 万 6000 円となり、総務費合計といたしましては 1 億 2645 万 5000 円となっております。

なお、地域の水利や農業系維持のために従来補償、補填及び賠償金として措置しておりました経費につきましては、その実態から交付金として措置することに変更しております。また、構成両市から派遣いただいております職員 5 名分の人件費につきましては、構成両市間の給料等に差異があることから調整が困難なため、前年度同様、両市で立替払いをお願いし、同額を負担金として支払うことといたしてございます。

続きまして次ページ、24、25 ページをご覧くださいと存じます。(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) ごみ処理費でございますが、対前年度比約 5.59%、額にいたしまして 3220 万 5000 円減

の 5 億 4353 万 7000 円を計上させていただいております。減額の主な要因は、主に工事請負費並びに職員の退職手当に減額が生じたものなどでございます。

費目の主な内容でございますが、再任用職員 1 名を含む 27 名分の工場関係職員の人件費といたしまして給料 9115 万 7000 円、職員手当等で 6349 万 1000 円、共済費で 2526 万 4000 円をそれぞれ計上いたしてございます。なお、この人件費関係につきましては、職員の新陳代謝による減額などにより前年度と比較して率にして 2.88%、532 万 6000 円が減となっております。次に需用費でございますが、焼却炉等の機械関係や公害対策の薬品などの消耗品として 2838 万 6000 円、重油等の燃料費といたしまして 179 万 1000 円、光熱水費といたしまして 9092 万 7000 円、ホイローダーや機械器具等の修繕料といたしまして 163 万 4000 円をそれぞれ計上させていただいております。次に役務費でございますが、手数料として対前年度比で約 98.83%、額にいたしまして 2707 万 2000 円減の 32 万 1000 円を計上させていただいております。主要内容といたしまして、排ガス分析検定手数料でございます。大幅な減額の要因といたしましては、支出費目の適正化を図りました関係から、大部分を委託料に移行させていただいたことによるものでございます。次に委託料でございますが、先ほど申し上げましたとおり、費目の変更によりまして対前年度比 64.54%、額にいたしまして 3342 万 9000 円増の 8522 万 2000 円を計上いたしてございます。その内容でございますが、焼却灰のフェニックスへの搬出業務に 1673 万 3000 円を、埋立処分に要する費用 2318 万 4000 円が主なもので、そのほか現有施設の機能を維持するために必要な焼却施設の年次点検や保守点検業務に係る委託料を計上させていただいております。次に次ページ、26、27 ページでございます。ばいじん等及びダイオキシン類測定、また消防設備法定点検、飛灰処理設備年次点検整備、加熱脱塩素化処理装置の保守点検、計量データ処理装置年間保守点検など施設の機能維持や環境対策に伴う委託業務に係る経費などをお示しいたしてございます。次に施設の整備補修のための工事請負費でございますが、対前年度比で 11.77%、額で 1950 万 8000 円減の 1 億 4620 万 7000 円を計上させていただいております。次に一番下の欄、原材料費でございますが、173 万 6000 円を計上させていただいております。これは主に減速器やモーター等の定期的に取り替えを要する予備部品、その他応急的な修理を行うための材料購入費でございます。次に次ページ、28、29 ページをご覧くださいと存じます。負担金、補助及び交付金でございます。下の欄でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場の整備に要する経費負担として 715 万 4000 円を計上いたしてございます。以上、衛生費の合計といたしましては 5 億 4353 万 7000 円となっております。

次に次ページ、30 ページ、31 ページをご覧くださいと存じます。(款)(項)建設事業費(目)新炉建設調査費でございますが、新ごみ処理施設の建設を進めるにあたり実施する必要があります。

す環境影響調査などにつきまして地元のご理解を得るべく努めているところでございますが、こうした取り組みの過程で速やかな対応が行えるよう委託料を中心に 6043 万 3000 円を計上させていただきます。

続きまして次ページ、32、33 ページをご覧くださいと存じます。(款)(項) 公債費でございますが、過去に借入れを行いました地方債の元利償還金といたしまして対前年度比で約 0.18%、額にいたしまして 23 万 1000 円減の 1 億 2863 万 6000 円を計上いたしてございます。減額となりました主な要因といたしましては、平成 4 年度に借り受けました地方債の償還が終わりますこととございます。なお、現時点での償還のピークは平成 22 年度に約 1266 万 4000 円増の約 1 億 4130 万円程度となり、23 年度以降は大幅に減少するものと予測いたしてございます。

次に(款)(項)(目) 予備費につきましては前年度と同額の 100 万円を計上させていただいてございます。

以上が平成 20 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算の内容となっております。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議 長(吉坂泰彦君) 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。9 番、岸田議員。

1. 9 番議員(岸田敦子君) それでは 1 点質問させていただきます。廃プラの分別によるごみの量と炉の温度の変化ということで、この問題に関しては四條畷の議会でも質問させていただいたんですけれども、ここの組合議会でも改めて確認をさせていただきたいと思います。

焼却炉の温度に関して 1 時間ごとに測定している炉の温度の資料をいただいたんです。これは昨年のもものと今年のももの、それぞれ 1 週間分いただきました。1 時間ごとに測っておられて、1 日 24 時間、24 回と、1 時間ごとで 24 回ということで、7 日分それぞれいただいているので計 168 回測定をしておられる。その資料の中を見まして、やはり昨年と今年と温度が違うなという、そういう感じを受けています。といいますのは、850 度を下回っているのが昨年は 168 回中 1 回だったんですけれども、今年に入ったら 168 回中 18 回、850 度を下回っているという状況が見受けられたんですね。これは温度の変化というのはその時々で違うと思いますが、こういう測定結果を見てもやはりちょっと下がっているかなということが見受けられました。

ダイオキシンのことを調べてみますとですね、発生しやすいという温度に関しては 800 度から 850 度以下の温度で不完全燃焼だと、その後の排ガスの冷却装置や集塵機で 250 度から 300 度ぐらいの温度であれば発生しやすい。資料によればそういうことが言われているんですけれども、ただし、いろいろ資料もありましてですね、例えば 900 度前後が少ないですよ、1000 度を超えたらもっと少なくなるというような、そういった資料もありますし、焼却温度 850 度以上が望ましい

というふうな、そういう書かれている資料も見受けられます。そういったことから 850 度を下回っている、そういう回数が増えているということで将来的なことを考えると不安がよぎるわけなんですね。不安というのは今後、分別がさらに進んでですね、廃プラが今以上に減ることによって炉の温度を保つために重油を足さなければならないとか、また、ごみが減って、増やすごみがないために炉が止まってしまうとか、そんな状態考えられないかということを四條畷の議会で聞いたんですけども、今のところそういったことは考えられないというような答弁があったんですけれども、その認識で本当にいいのか、この場でも確認しておきたいと思います。

1. 議長（吉坂泰彦君） 梅垣課長。

1. 管理課長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） 廃プラの分別によるごみ量の変化につきましてお答え申し上げます。

まず、ごみ量の変化でございますが、廃プラスチックの分別は一般家庭が対象でありますので家庭系の可燃ごみ、交野市におかれましては普通ごみの搬入量の変化についてお答え申し上げます。平成 19 年 2 月、その家庭系可燃ごみ、普通ごみの搬入量は 2463.13 トン、平成 20 年 2 月の搬入量は 2235.04 トンで、昨年に比べ 228.09 トン、約 9 % の減少となっております。

次に焼却温度でございますが、本組合におきましては 800℃以上の燃焼温度を維持するため監視制御を行っており、おおむね 850℃前後の温度管理によって運転しております。廃プラ分別後のごみ質におきましては理論上では約 10%減の 2200 キロカロリー程度と試算いたしました。これにつきましては 1 号炉の設計基準である 1900 キロカロリー及び 2 号炉の設計基準である 1300 キロカロリーを満足し、現在も安定稼働しておるところでございます。

なお、現在の廃プラ分別によるごみ量の減量によって焼却炉の運転を停止するようなことはなく、また重油を使った加熱焼却はないものと考えております。以上です。

1. 議長（吉坂泰彦君） 9 番、岸田議員。

1. 9 番議員（岸田敦子君） 四條畷で聞いたときと同じようなお答えだということで、そうですね、温度に関しましては 850 度前後、確かにそれは見受けられますが、先ほど申し上げたように 850 度を下回っているというような状況がやはり多くなってきている。これは事実です。環境省のホームページなどを見るとですね、ごみ処理にかかるダイオキシン類発生防止等ガイドライン、こういったことは皆さんもよくご存じだとは思いますが、これはダイオキシン類削減プログラムということで平成 9 年、もう今から 10 年以上前ですが、ごみ処理にかかるダイオキシン削減対策検討会というので発表されたダイオキシンの対策ガイドライン、専門家の方たちがいろいろと審議をされて方向性を出しておられる。その中でですね、燃焼温度が高いほどダイオキシン類及び全体の熱分解には有利であることから、燃焼温度は 850 度以上を維持することが望ましいと

ということがはっきり書かれているわけなんですね。このことからですね、ダイオキシンを発生させないためには 850 度以上を保つことが求められると思うんですけども、その認識はあるのかということを再度確認しておきたいと思います。

また、今後もこのごみ量の推移というのを、また炉の温度の推移というのは注意して見ていかなければならない、そういう必要があると思います。しっかりとそのあたりを管理していただくように求めまして、今後もこの動向は見ていきたいというふうに述べて、1 点再度確認をさせていただきます。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 神田局長。

1. 事務局長（神田市朗君） その認識は持っています。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 9 番、岸田議員。

1. 9 番議員（岸田敦子君） その認識を持っておられるということで、きっちりと対策をしていただくよう強く求めて、以上で終わります。

1. 議 長（吉坂泰彦君） ほかに。10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） それでは私、何点か通告をさせていただいておりますので、その通告に基づいてお尋ねをしたいと思います。

私はこの組合におきまして新炉建設問題の解決、それから現炉でお世話になっております地元逢阪地区との懸案課題の解決に向けて提案とか問題提起を申し上げてまいりました。しかし議案書の中、特に平成 20 年度の予算の中からこれらの取り組みが見えてこないということから改めてお訴えをしたい、このように思います。

まず 1 点はですね、逢阪地区との地元協力に関する協議の進捗状況並びに地元懸案の課題となっております公民館建設の支援策について。私は新炉建設推進の前提条件が現炉対策における地元地区の理解と協力を得ることにあるということを繰り返し主張してまいりました。現炉周辺住民のですね、皆さんの理解と協力が得られずして、どうして新しい炉の話をスムーズに進めることができるのか。こういう強い思いから発したものであります。特に現炉の直近地区であります逢阪地区とは平成 16 年以降、地元協力の覚書が失効したままになっております。早期の覚書の締結とその覚書に基づく地元協力金の支払い問題について、早期解決に向け精力的に取り組むべしと一貫して訴えてきたわけではありますが、この進捗状況についてお尋ねいたします。

それから平成 19 年 2 月に逢阪地区から公民館建設に関する助成の要望書が提出されております。この点についてもですね、誠意ある対応をとお願いしてまいりました。逢阪地区にはですね、昭和 41 年、1 号炉の工事着手以来すでに 42 年の長きにわたって四條畷市と交野市のごみを焼却する、いわゆるこの迷惑施設の立地に格別の理解と協力をいただいているわけであります。私は

この覚書の中で平成 15 年度までに何とか新炉をとということが盛り込まれておりましたが、なかなかそれがうまくいかないという中でですね、今日もなかなか解決の道筋が立っていないというのが現状であります。ただ、田中管理者も努力なさって、ようやく地元下田原地区との接触が再開しですね、話し合いの場が持たれるようになっておりますが、それでもまだ道は険しい。このような現状下ですね、長きにわたって迷惑施設立地にご理解を賜ってきた逢阪地区への行政としての支援は、これは両市にとって当然のことである、このように考えております。この公民館建設について、その話し合いの進捗状況についてお尋ねをいたします。

それから 2 点目には新炉建設問題について。平成 18 年 3 月に策定しました北河内 4 市地域循環型社会形成推進地域計画は、平成 17 年 4 月から平成 22 年 3 月までのこの 5 年間の計画期間内に実施する計画支援事業の 1 つとして四條畷市交野市の新ごみ処理施設建設にかかる環境影響調査というものが実施する、このように盛り込まれておるわけであります。この計画は、この環境影響調査の事業期間を平成 19 年度、今年度ですね、から平成 21 年度の 3 年間、総事業費及び交付対象事業費をそれぞれ 2 億 1000 万円、このようにも定めておるわけであります。その地域計画はこのアセスメント、いわゆる環境影響調査はですね、平成 22 年度以降に整備を予定しているとされております新炉の建設に対して整備予定地、いわゆる交野市磐船地区の建設予定地を対象にですね、実施するとされておまして、環境影響調査実施前に北河内地域広域推進協議会において施設整備について再度協議を行うとも定めておるわけであります。この状況を踏まえてお尋ねをいたします。

1 つは、環境影響調査を実施する前提となっております建設予定地の地元合意手続きについて、その進捗状況をお尋ねいたします。

2 つ目、平成 19 年 9 月に開かれました田中市長と下田原地区住民との懇談の席上で、交野市磐船地区の建設予定地の用地取得にあたって地元に対し十分な説明がなされていなかったことをお認めになって田中管理者が謝罪をされたということがあったと思います。この経過を踏まえですね、地元地区からの建設予定地の白紙撤回もしくは予定地の変更についての要望書が下田原区長を通じ市に提出されたと聞いております。その後の本要望書に関する地元協議の進捗状況についてお尋ねをいたします。

3 つ目には、地域計画に定める環境影響調査の実施に向けては建設予定地の地元合意がその前提条件になる、このように考えております。この協議が整わない現状、国や大阪府との地域計画に定める支援事業の取り扱いに関する協議、さらには北河内地域広域行政推進協議会でのですね、協議がどのように行われておるのか、その進捗状況についてお尋ねいたします。

そして 3 点目にですね、1 号炉ダイオキシン類対策、そして 2 号炉の改修工事の届出のことに

についてお尋ねをいたします。本施設組合は平成6年から7年にかけて1号炉のダイオキシン類対策大規模改修を、また平成12年から14年にかけて2号炉の大規模改修をそれぞれ実施しました。2回の工事はそれぞれ環境省令で定める軽微な変更であるとの位置づけから当時、環境アセスメント調査を実施することなく大規模改修を実施したわけであります。しかし、果たして本当に軽微な変更に該当したのかとの疑問の声が届いております。このことについて以下お尋ねをいたします。

1つはですね、環境省令で定める軽微な変更とはどのような変更をいうのか。

2つ目に、軽微な変更を判断する根拠となる処理能力とは何を指し、1号炉、2号炉それぞれの処理能力は幾らであるのか。

3つ目には、焼却灰の熱灼減量が基準値を超えているのではないかと指摘も届いております。1号炉及び2号炉に適用される熱灼減量の基準値は幾らか。また、その基準に抵触することはないのか、お尋ねをいたします。

4点目には、ばいじんの搬出方法についても施設及び処理の基準に抵触しているのではないかと指摘もあります。ばいじんの搬出方法について、法に定める基準についてどうなっておるのか。さらに本組合の処理方法についてどうなっておるのか、お尋ねをいたします。とともに基準に抵触していないかどうかもお尋ねをいたします。

5番目には、1号炉及び2号炉の大規模改修はそれぞれ軽微な変更に該当する根拠についてお示しをいただきたい。軽微な変更にあたる場合、許可申請は不要とされておりますが、法に定める届出義務があると聞いております。しかし、本施設組合にこれら届出等に関する書類が存在せず、届出義務違反の疑いがあるとの指摘があります。1号炉、2号炉ともそれぞれの改修時に正規の届出がなされているのか否かをお尋ねいたします。

4点目に、会計課の新設と情報公開制度について。また、本議会にあたりまして参考資料として配布を受けました内容のですね、資料を拝見いたしますと、この組合が懸案の課題としておりました問題についてですね、一定の解決を図ろうとするものが盛り込まれており、大いに評価をさせていただきます。特に会計課の新設、これはもう遅きに失した感があると思います。地方公共団体の1つとして本施設組合が当然に権限と責務を有する会計処理が円滑に遂行されるよう、これは強く要望しておきます。

2点目に、情報公開制度についてであります。これは現在の行政の説明責任を考えると、すべての自治体にとって必須の要件となっております。総務課の分掌事務の1つに新たな情報公開、個人情報保護制度の調査研究事務ということが盛り込まれておりますが、具体的にはですね、主権者に対する説明責任の観点から、住民に対して個人的利害関係の有無を問わずに開示請求権を

付与するということが大切だと思いますし、客観的情報開示請求制度を創設するということが必要になってくるんだらうと思うわけであります。しかし一方で、本組合においてこの情報公開制度を確立しようとする場合、最も急がなければならない課題が情報公開に対応した文書管理体制の整備ではないかと私は考えます。これら情報公開制度の導入及び文書管理体制の構築に向けた組合の今後の見通しについてお尋ねをいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 神田局長。

1. 事務局長（神田市朗君） それではただ今ご質問いただきました1点目の逢阪地区への地元協力金と公民館建設支援の進捗状況ということでございます。結論から申し上げますと、2つの大きな課題につきましては合意を得ることができました。ここに至るまで逢阪地区の深いご理解と、また協議の窓口となっておりました区長をはじめとする皆様のご尽力があり、深く感謝を申し上げている次第でございます。

その内容につきましては、まず地元協力金につきましては逢阪地区を除く他の地区とは従前と同額で24万円ということで合意をし、平成16年度からも引き続き交付をしまいたところでございます。この経過から24万円を増額することは困難であることをご理解いただきました。ただ、逢阪地区にはこの間空白の年度がありましたところから、平成20年度におきまして120万円を交付し、平成21年度からは新施設の建設ができるまでの当分の間ということで他の地区と同様、毎年24万円を交付することとさせていただきます。

次に地元振興策としての公民館建設に対する助成についてでございますが、地区公民館建設につきましては四條畷市には独自の制度として補助対象経費の3分の1の補助、限度額500万円でございますが、こういう制度があります。その残る3分の2に対して助成金を何とかお願いしたいとの逢阪地区のご要望でございました。要望書では、私たち逢阪地区住民は早期の新炉建設の推進に期待しながら、清掃工場の安全な操業を願い、地元としての協力を惜しむものではありません、というようなご協力の宣言もいただいております、今後とも相互の信頼関係を継続していく必要があることに鑑みまして、本組合といたしましても四條畷市と同額の協力をしていくこととさせていただきます次第でございます。なお、補助金は公民館の建て替えの年度、この段階で交付することということでいたしております。

以上の協議が整いましたので、本日付をもって覚書を締結させていただいたところでございます。本組合では今後、予算の措置をしていくということでございますので、その必要がございます。議員の皆様にもそのことのご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと存じます。以上、1点目のご答弁でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 星野室長。

1. 資源循環施設整備室長（星野重雄君） そうしましたら2点目の新ごみ処理施設の問題につきまして私の方から答弁させていただきます。

まず1つ目の建設予定地の地元合意手続きでございますが、予定地に最も近い下田原地区において環境影響調査の実施についてのご理解をいただくための懇談会を開催させていただきましたが、いまだご理解がいただけないのが現状でございます。今後も引き続き地元のご理解をいただけるよう努力してまいります。

次に2点目の要望書の件でございますが、下田原地区の皆様と面談の上、回答の場を設定していただくようお願い申し上げましたが、不調に終わってございます。その後区長さんから回答書の提出を求められたことから回答書をお渡しし、現在、下田原地区ではこの回答書を班ごとに回覧されていると聞き及んでございます。

3点目でございます。平成19年度で環境影響評価が実施することができないことから、地域計画の変更をする必要がございます。大阪府とも協議を行っているところでございますが、交付金制度が発足後間もないということで、国ではこの取り扱い方法がまだ決定をされておられません。ということで現在その手続きについて調整中でございます。

また、北河内地域広域行政推進協議会での協議でございますが、ごみ処理施設の共同設置については広域的な共同設置となれば立地選定の困難さが増大することが想定でき、このようなことを踏まえると、現在取り組みを進めている四條畷市交野市清掃施設組合等の新ごみ処理施設については現行の枠組みでの設置は理解されるとされてございます。以上、回答とさせていただきます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 奥田上席主幹。

1. 事務局上席主幹（奥田浩樹君） 3つ目の1号炉ダイオキシン類対策大規模改修工事及び2号炉の改修工事につきまして私の方からご答弁させていただきます。

まず1点目の軽微な変更についてでございますが、この軽微な変更について規定されております廃棄物処理法施行規則が改正されまして、平成10年6月から施行されてございます。まず1号炉でございますが、1号炉につきましては改正前の規定が適用されるということになりまして、主要な設備の変更を伴わず、かつ処理能力の10%以上の変更が行われない変更が軽微な変更になるということでございます。また、2号炉でございますが、改正後の規定が適用されることになってございまして、5項目にわたって規定されております。関係します主なものといたしましては、処理能力の10%以上の変更や焼却施設の燃焼室の変更、また排ガスの量の増大にかかる変更などが行われない変更が軽微になるということでございます。

次に軽微な変更を判断する根拠となる処理能力ということでございますが、処理能力でござい

ますが、これは焼却炉を設計、建設した処理能力を指してございまして、本組合の焼却炉 1 号炉及び 2 号炉につきましては、日量 90 トンの処理能力ということになってございますので、よろしくお願いいたします。

3 つ目の焼却灰の熱灼減量が基準値を超えているのではないかとということでございますが、熱灼減量とはごみの焼却灰に含まれる未燃分の割合を率で表したものでございまして、その基準でございまして、これにつきましても廃棄物処理法の施行規則におきまして、ごみ処理施設の維持管理上の技術基準ということで、焼却灰の熱灼減量が 10% 以下になるように焼却することというふうに規定されてございます。本組合では熱灼減量が 10% 以下になるよう完全燃焼をするように運転管理に努めているところでございます。これまでおおむね堅持されており、今後におきましても適切な運転管理を行ってまいります。

次にばいじんの排出方法でございまして、これにつきましても廃棄物処理法の施行規則に規定されております基準どおりに、ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留してございます。また、ばいじんは飛灰処理設備を設置いたしまして、薬剤と水を均一に混合するよう薬剤処理を行ってございます。

最後の 5 点目の軽微な変更該当する根拠でございまして、先ほど軽微な変更につきましてご説明申し上げましたが、1 号炉につきましては主要な設備の変更というのは行ってございせんし、処理能力の変更も行ってございせんので、軽微な変更にあたるということでございます。また、2 号炉につきましても処理能力の変更や燃焼室の変更、排ガス量も増大するような変更は行ってございせんので、軽微な変更にあたるということでございます。

また、これに伴います 1 号炉、2 号炉の軽微な変更の届出につきましてでございますが、まず 2 号炉の軽微な変更の届出を行う際ですが、ごみ処理施設の設置届けが提出されていないことが判明いたしましたので、大阪府と協議いたしまして、平成 14 年にごみ処理施設の設置届けと同時に軽微な変更の届出の手続きを行いまして、大阪府に受理されたところでございます。

次に 1 号炉でございまして、昭和 29 年に制定されました清掃法にはごみ処理施設の設置届出義務がございせんでした。ところが、その後の改正によりまして、ごみ処理施設の設置届出義務が規定されたことが今般判明いたしましたが、清掃法は現在全部改正されてございまして、清掃法に基づく届出は不可能になってございます。しかし、現有施設は現在稼働しておりますことから、現行の廃棄物処理法の規定に基づきますごみ処理施設設置届けの手続きを今行う方向で大阪府と協議をしておきまして、事務的に準備を進めてございます。以上、私の方からのご答弁とさせていただきますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 総務課長（谷山 治君） 会計課の新設と情報公開制度の導入及び文書管理体制ご指摘の結果ですね、今後の見通しについてでございますが、私の方から説明申し上げたいと思います。

議員さんのおっしゃるとおりですね、今まで会計につきましては四條畷市の会計の方にずっとお願いしてたんですけども、地方公共団体独立の原則からいきましたら組合で早く設置すべきものと考えておりますので、この場をお借りしましてお詫び申し上げたいと思います。今後、会計課を設置しましてですね、組合の方で対処していきたいと考えております。

また、情報公開の件につきましてはですね、今回総務課に情報公開制度、個人情報保護制度の調査研究に関する事務をですね、新たに追加させていただきましたのは、当組合がですね、保有する行政文書の公開、開示を請求する権利を保障しましてですね、公正で開かれた行政としまして、その説明責任を全うするとともにですね、個人情報の適正な取り扱いを図るなど今日のですね、社会的な要請も踏まえまして対応していこうと考えております。

あとですね、情報公開などのために必要な規定等の整備はですね、もちろんのこと、当組合が保有いたしております文書につきましても、これを的確に、またかつ明確に整理することによりまして文書管理の適正化を図っていききたいと考えております。なお、平成 20 年度をその出発点としましてですね、逐次取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） まず 1 点目の逢阪地区の協力金と公民館支援の件ですけども、本当にご苦労さまでしたというふうに申し上げたいと思います。協力金の支払い問題も一定合意に達し、なおかつですね、公民館建設に対する両市の応援も整ったということのようでございます。これは高く評価しですね、お礼を申し上げたいと、このように思います。

それから新炉建設問題です。これについてはですね、今答弁ありました。すでに下田原では各隣組の常会が始まっております。先般下田原区のニュースでもですね、こういうやりとりが報告されましてですね、各地区でそれぞれ小字に分かれて総会をしているということで話し合いが始まっているわけですが、しかし全体としてまだ理解が得られてないということでもあります。私はですね、この議会を通じましてここ数年、新炉建設をですね、推進するためにはトップの政治決断が必要だとずっと訴えてまいりました。この間やはりこういうトラブル起こっているという中にですね、用地の先行取得というですね、住民合意手続きを踏まえなかったという中でですね、そういうことがあった。これ大きな問題だろうというふうに思っているわけでありまして。やはり管理者自らがですね、昨年秋にこの経過を精査なさってですね、地元で謝罪をされたというひとつの流れを汲みますとね、私は地元合意を得るためには一定の譲歩は当然のことだろうというふう

に考えるわけであります。手続きを十分踏んでなかったのも、ここまで譲歩するからぜひ協力をしてくれというのが本来の筋だろう。手続きを踏んでなかったけれども、最適地なのでよろしくということになるのかと、私は問題を提起しているわけであります。私は田原地区の選出議員といたしまして、やはりこの新炉建設推進に向けて喉元に突き刺さってる小骨をですね、まず除去しなければいけないという思いを強く持っております。そういう中からですね、地域に理解と協力を求めていくというスタンスの中でこの新炉の建設が推進されるものだというふうに思ってますし、私も地元選出の議員として協力したいという思いであります。ぜひですね、この流れの中での譲歩のあり方、政治決断というものを今後も求めてまいりたいというふうに思います。

1つ確認だけしておきたいんですけども、環境影響評価法ですね、第15条は、関係地域の範囲を対象事業にかかる環境影響評価を受ける範囲であると認められる地域、このように定めております。そしてその対象事業についてはですね、特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいう、このように定めてですね、これは環境基本法も同様に定めておるわけでありますが、この法律では事業という用語の中にですね、特定の場所において土木工事、建設工事を行うものという意味合いが含まれておるというわけであります。すなわち対象事業がどの地で行われるのかを特定して初めて環境影響評価が行えるというものであります。建設予定地に対するですね、地元合意手続きというものがない中で、言い換えれば建設予定地を曖昧にしたままですね、環境影響評価を実施するということは、私はあってはならないことだろうと、このように考えております。

私はこの四條畷市、交野市の構成2市の間処理施設の緊急性、十分理解をしております。そうであるがゆえに、将来を見据えたですね、この2市の安定したごみ行政の推進ということに責任の一端を担う政治家の一人としてです。また、建設予定地の直近地区の選出議員として、私は新炉建設地の地元合意手続きがすべてに優先する課題である。地元合意を得ずして先行取得した建設予定地についてはですね、何としても建設予定地の変更という政治決断をというふうに訴えておるわけであります。その点、田中管理者、十分ご理解をいただいておりますものと考えております。私は一日も早くですね、管理者の決断が目に見える形となって地元合意手続きが進み、この新炉建設という懸案の課題がですね、前に進むことを願っております。ぜひですね、早い政治決断を強く訴えておきます。

それから3点目に焼却炉の改修であります。これは極めて残念な答弁でございました。処理能力の10%以上の変更が行われない修理が軽微な変更該当するんだ。ところが肝心かなめですね、1号炉の設置届けがされていないということが明らかになったわけであります。これは由々しき問題であります。清掃法が制定されたのは昭和29年、しかし昭和40年にその清掃法が改正

され、規定によってごみ処理施設の届出が必要というふうになっておるわけでありまして。その1号炉は改正清掃法の施行後の昭和41年の建設であるにもかかわらず、設置施設ですね、許可の届出がなされてないんです。そして平成6年当時ですね、ダイオキシン類特別対策の大規模改修についても軽微な変更届けが当然であります、本体の届けが出てないわけでありまして、未提出のまま修理され、そして今日を迎えておるわけでありまして。1号炉は現存するものの、その法的な施設設置の根拠がないということになるわけでありまして。

先ほど処理能力は日量90トンとの答弁でございました。私もそのように承知はしております。しかし、この処理能力の届出そのものがないわけで、施設本体の届出がないためですね、軽微な変更か否かの判断ができない状態にあったわけでありまして。当然に軽微な変更届出もできなかったということで今日に来ておるわけでありまして。そもそも一般廃棄物処理施設の設置の許可申請書に処理能力を記載することになっております。この設置の届出を前提としてですね、その後の変更や廃止、中止等の手続きが初めて可能になるわけでありまして。今後、新炉推進の中で本施設解体等の廃止の手続きも今のままではできないと、形の上ではない施設ということになってまいりますから、できない。ところが先ほどの答弁では非常に事務的に1号炉の設置届出ができていないというふうに答弁されましたが、私はできていないで済む単純な話ではありませんよと、こう申し上げたいわけでありまして。我々議会に対しましても、また市民に対しましても軽微な変更で該当するのでアセスメントは必要ないんだという説明を受けてまいりました。2号炉の改修時にも軽微な変更の届出がないまま工事を終了し、その工事の完了後もですね、平成14年になって初めてその届出が必要だということを指摘されですね、遅ればせながら受理されたという経過が今般答弁で明らかになったわけでありまして。少なくともこのときに1号炉の法的な不備については分かってたはずで、どうして今日まで放置してきたのか。私は怠慢のそしりを免れないと、このように思います。現在の執行部に責任があるかは、これは申し上げませんが、しかし、これ一連の中でですね、なぜこのような残念なことになっておるのか、本当に残念でなりません。

そこで本施設組合としてもですね、この構成2市にとっては大変大事なですね、手続きであります焼却炉本体の設置届出、これができてない。これはやはりこの事態をもっと深刻にですね、重く受け止めていただく必要があるんじゃないかと思います。私は施設組合がですね、自らの業務を本当に理解、認識して適正に事業執行に当たってきたのかと疑いたくなるわけでありまして。大阪府と協議し、事務的に準備を進めているとの答弁でしたが、本組合規約に規定する設置目的、共同処理する事務でありますこのごみ焼却場の設置、管理、そして運営の根幹を成す焼却炉のですね、廃棄物処理法の定めによる届出ができてないわけでありまして。これはあってはならないことです。このことについて管理者から釈明を求めたいと思います。

それから設置届けの提出に向けて大阪府と協議中とのことでございましたが、これは一体どういう手続きになるんですか。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、第8条で一般廃棄物処理施設の許可が規定されております。これは当然、施設建設と同時にですね、知事の許可を受けるということになっておりまして、同時に環境アセスメント調査結果を記載した書類の添付義務があるわけでありまして、そして同法の第9条の3で各自治体にその設置にかかる届出がですね、出されるということが規定されておるわけです。果たして未許可、未届けの現有炉の設置届出手続きが現時点で可能なのかどうなのか。どのような手続きになるのか。準備中とのご答弁でしたが、超法規的な取り扱いができるのか、私は極めて疑問に思います。この間の大阪府との協議の経過、そして今後想定される手続きについて、これは納得のいく説明、そしてさらにですね、本議会に対し資料の提供をこれは求めます。いかがでしょうか。

それから次に焼却炉の熱灼減量です。これは先ほどの答弁で、技術上の基準が10%以下になるように焼却することというふうにご答弁をいただきました。そして答弁の中で、これまでおおむね堅持と答弁されたわけでありまして、平成17年度の実績報告によりますと、2号炉の12月の熱灼減量は13.0%となっております。これは問題がなかったのでしょうか。これは本施設組合の公式なですね、実績報告に載っておるわけでありまして。しかもですね、本施設が焼却残渣を搬入しております大阪湾広域廃棄物埋立処分場、いわゆるフェニックスです。その受け入れ基準が焼却灰の熱灼減量が10%以下とされておるようであります。これ当時、受け入れに問題はなかったのか。私は実績報告に掲載されておる数値がですね、基準値をオーバーしておる。運転管理におけるですね、技術上の基準遵守が本当に守られておるのかどうか。また、このような結果が出た場合の措置についてどのようなペナルティーがあるのかないのか。この点についてお答えをいただきたいと思います。

それからばいじんの排出方法については理解をいたしました。これはばいじんを焼却灰と一緒に排出しているのではないかという懸念があったわけでありまして、これは環境省令で定めるですね、技術上の基準に従いまして分離して排出し、処理を行っておられるということでもありますから、なおかつ規定どおりの薬剤処理も行われておるということで、これについてはですね、理解をいたしましたし、安心をいたしました。

それから最後の情報公開であります。私はこの間議員になりましてずっとこの組合にお世話になっておりますが、どうもやはり文書の管理、保存のあり方には今少しですね、しっかりやっていただきたいという思いを強く持ってます。そういうことから情報公開については、当然これは進めていただきたいと思いますけれども、今も答弁でいただきました。ぜひですね、同時並行して文書管理についてですね、今まで以上に取り組みを強めていただきたい。この点は要望をし

ておきます。

何点が再質疑、よろしくお願ひしたいと思います。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 田中管理者。

1. 管理者（田中夏木君） ただ今ご指摘をいただきました廃棄物処理法に基づく手続きにかかる一連の分につきましては、過去のこととはいえ、誠に遺憾なものと存じる次第でございます。今後このようなことのないよう、本組合の運営管理にあたりましては十分な注意と認識のもとにコンプライアンスの徹底を図ってまいり所存でございますので、よろしくご理解いただくようお願いいたします。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 神田局長。

1. 事務局長（神田市朗君） 再質問の2点目でございます。廃棄物処理法に基づく手続きに一連の不備がありましたことは、事務を預かる者として我々申し開きのできないことと存じております。この手続き上の不備の是正につきましては、先ほどもおっしゃっておられましたが、現在大阪府と調整協議をしているところでございますが、その結果につきましては改めてご報告を申し上げるということで考えておりますので、そういうことでよろしくお願い申し上げたいと存じます。もとより本組合の焼却炉につきましては何ら不適切なことなく運転管理をいたしております。ここで改めてご報告申し上げますとともに、今後このような不備がないよう十二分に注意の上、業務の執行に当たっていきたくと存じておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。現在大阪府とそういうことで調整をさせていただいておりますので、改めてご報告させていただくということでご理解をお願いいたします。以上でございます。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 奥田上席主幹。

1. 事務局上席主幹（奥田浩樹君） 焼却灰の熱灼減量が17年度の実績報告で13%出ているじゃないかということでございます。確かに13%という結果が出てございますが、毎年、月単位で測定しております熱灼減量につきましては、その廃棄物処理法の技術上の基準の10%以下ということになってございまして、また、大阪湾のフェニックスの方の関係なんですが、こちらの方も受け入れ基準といたしましては10%以下ということになってございます。ただ今日まで大阪湾の広域廃棄物埋立処分場の方につきましても受け入れの拒否をされたことはございません。適正な運転管理が出来ておると思っております。

また、管理基準を超えた場合のペナルティーでございますが、ペナルティーといたしましては廃棄物処理法に基づきます改善命令が考えられるのかなと、このように思っておりますが、こちらにつきましても大阪府の立ち入り検査等の結果を見ましても改善命令も出されたこともないと思っておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願い申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 特に手続きの問題ですけどね、大変だと思うんです。これ簡単に事務手続き準備しとると言ってますけどね、これ簡単には進みませんよね。ですから1つは、これは大阪府と十分協議しながらですね、これは現にあるわけでありますから、しかもこの施設には補助も出てますし、大阪府の立ち入り調査もしておるわけでありますから、ないということは言わんわけでありますが、ぜひですね、大阪府と協議する中できちっとしたね、形のものにはしていただきたい。議会に対してもですね、これは逐一報告をお願いしたい。これについては少なくとも先ほど報告するとおっしゃったけども、資料をですね、確実に議会に提供していただきたい。これはよろしく願いしておきます。

それから熱灼減量ですけども、これは私はやっぱり組合としてですね、実績報告にこういう値が上がってくるということに対する本当に認識がですね、どの程度あったのかというふうに思うわけであります。はっきり言ってフェニックスは持ち込まれるのをしょっちゅうそれを検査して、今日は持って帰れとか、今日は受け取るなんてなことをやるはずがないわけでありますから、そういうことから言えば向こうが受け取っているから大丈夫ということではね、極めて情けない。恐らく毎月ですね、調査をしておられて、それは10%以下になっているという趣旨での答弁であったと思いますけどね。それならその実績報告に上がっている、この組合としての公式な記録に残るわけでありますから、それが基準値をオーバーしてるなんてなことは気づかなければいけないというふうに思います。ぜひですね、今後、法令遵守ということについてより徹底していただいて、恐らく問題ないんだろうというふうに先ほどの答弁でこの点については了解いたしますが、今後より慎重にですね、事務取り扱いを進めていただきたいことを要望して、私の質疑は終わります。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（吉坂泰彦君） ご異議なしと認めます。よって議案第2号平成20年度四條畷市交野市清

掃施設組合会計予算については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第5議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（谷山 治君） （議案書にて朗読）

1. 議長（吉坂泰彦君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） ただ今、議題となりました議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合組織条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本組合の組織整備を行いたく本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 引き続きまして議案第3号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（神田市朗君） それでは議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合組織条例の一部を改正する条例の制定につきまして、この内容の説明を申し上げます。

本組合におきましては従来から事務局組織のもとで施設全体の管理運営や事務事業を行ってまいったところから、本組合の組織体制を明確にし、これを整備するための改正をお願いするものでございます。お手元にお届けさせていただいております議案の綴りといたしましての参考資料でございますが、1ページ、2ページをご覧くださいと存じます。

第1条につきまして、これを本組合の事務を分掌するために事務局を置くに改め、第2条の規定から「及び場」を削るものでございます。

附則におきまして、この条例を平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合組織条例の一部を改正する条例の制定につきましての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合組織条例の一部を改正する条例の

制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（吉坂泰彦君） ご異議なしと認めます。よって議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合組織条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 日程第6議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたします。事務局。

1. 事務局（谷山 治君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（吉坂泰彦君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第4号についての提案理由の説明をいただきます。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） ただ今、議題となりました議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように小学校就学の初期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務制度が設けられたこと等に伴い所要の改正を行いたく、本案の提案をした次第でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 引き続きまして議案第4号についての内容説明をいただきます。事務局長。

1. 事務局長（神田市朗君） それでは議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、この内容説明を申し上げます。

育児休業法の条番号の改正に伴う規定の整備、字句の修正や見出しの追加等数多く行っておりますが、これらの改正内容の説明につきましては割愛させていただき、主な改正部分についてのみご説明させていただきたいと存じます。

第1条につきましては、育児休業法において育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入にかかる規定が追加されたことに伴い、同法において条例に委任している条番号等を追加しております。

第3条につきましては、再度の育児休業を取得することができる特別の事情を規定しておりますが、第3号の規定を負傷等により子を養育することができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等から回復した場合に改め、さらに第4号を第5号とし、第3号の次に第4号として両親が交互に子を養育する場合に育児休業した職員の配偶者が3カ月以上の期間にわたり育児休業などの方法で当該子を当該職員に引き続いて養育した場合を加えております。

第6条におきましては、育児休業した職員が職務に復帰した場合の給料月額調整方法を規定しており、育児休業した期間を100分の100以下の換算率より換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整することができるものに改めております。

第9条につきましては、部分休業に関する事項を規定しており、帰宅時の様態や通勤の状況等の要件をなくし、部分休業の承認要件を緩和しようとするものとしております。

育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入にかかる規定を追加するため、第12条を第24条とし、部分休業の承認の取り消し事由に第14条に規定する育児短時間勤務の承認の取り消しと同様の扱いとするため、第11条中、第5条を第14条に改め、同条を第23条とし、第10条を第22条とし、第9条を第21条とするものでございます。

第8条では、部分休業することができない職員を規定しておりますが、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、育児短時間勤務をしている職員または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を第2号に加え、同条を第20条とするものでございます。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の3を第7条とし、第5条の2を第6条に条番号の繰り下げを行い、繰り下げ後の第9条の次に、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入にかかる規定を追加しております。

第10条では、育児短時間勤務をすることができない職員として非常勤職員、臨時的に雇用される職員、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員、定年後の勤務延長職員、配偶者が育児休業を取得している職員及び育児短時間勤務をすることにより子を養育しようとする時間においてその子を職員以外の子が養育することができる職員を規定しております。

第11条では、育児休業法第10条第1項ただし書きで条例で定めることとされております育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、同じ子について育児短時間勤務をすることができる特別の事情について1号から6号までで定めております。

第12条では、育児休業法第10条第1項第5号において同法第1号から第4号で定める育児短時間勤務の形態を以外の勤務の形態については条例で定めることとされておりますことから、第1号及び第2号で定めております。

第13条では、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続きを規定しております。

第14条では、育児短時間勤務の承認の取り消し事由として、子を養育している時間に配偶者が当該子を養育できるようになった場合、また別の子にかかる育児短時間勤務を承認する場合及び育児短時間勤務の内容を変更する場合を規定しております。

第15条では、育児短時間勤務を例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情と

して過員を生じること及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員を引き続き当該短時間勤務職員として任用していくことができなくなったことを規定しております。

第 16 条では、育児短時間勤務の例による短時間勤務にかかる職員への通知を規定しております。

第 17 条では、育児短時間勤務をしている職員の給与の取り扱いに関する給与の条例の読み替え規定を定めております。

第 18 条では、育児短時間勤務をした職員の退職手当の取り扱いを規定しております。

第 19 条では、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用にかかる任用の更新については育児休業に伴い任期を定めて採用された職員の取り扱いと同様とすることを規定しております。

第 6 条を第 8 条に、第 5 条の 3 を第 7 条に、第 5 条の 2 を第 6 条に条番号の繰り下げを行っております。

附則第 1 項では、この条例につきまして平成 20 年 4 月 1 日から施行しようとするものとし、附則第 2 項から第 3 項については、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入にかかる関係条例の一部改正を行っております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 4 号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 4 号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（吉坂泰彦君） ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（吉坂泰彦君） これにて本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会にあたりまして管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） 第 1 回定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成 20 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算のほか 3 議案につきまして慎重なるご審議の上、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。今後とも両市の市民生活に支障が生じませぬよう構成両市とのさらなる連携のもとに、新ごみ処理施設の建設促進に努めますとともに、適切な補修等による維持管理により現有施設の安定稼働を確保してまいり所存でございます。特に新ごみ処理施設の建設は喫緊の課題であると認識いたしておりますところから、環境影響調査の取り組みなどに対する地元の皆様のご理解、ご協力を得られますよう私自らも誠意をもって対応してまいりたいと存じております。議員の皆様方には今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後にこの場をお借りしましてご報告を申し上げます。本組合の資源循環施設整備室長につきましては、局長の神田を室長併任として先日内示したところであり、4 月 1 日付で発令してまいりたいと存じております。

今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましての御礼とごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

1. 議長（吉坂泰彦君） 以上をもちまして平成 20 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして慎重審議賜り、誠にありがとうございました。本日はこれにて散会をさせていただきます。

（時に 15 時 54 分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 20 年 3 月 31 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

吉坂 泰彦

四條畷市交野市清掃施設組合議員

岩本健之亮

四條畷市交野市清掃施設組合議員

渡辺 裕